



愛媛県報

発行 愛媛県

令和8年9月8日火曜日 第744号

◇ 目 次 ◇ 告 示

○ 落札者等の告示	（原子力安全対策課）	501
○ 大規模小売店舗の変更の届出の概要等（2件）	（経営支援課）	501
○ 県営土地改良事業の事業計画書の縦覧（2件）	（農地整備課）	503
○ 保安林予定森林にする旨の通知（3件）	（森林整備課）	503
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要	（東予地方局環境保全課）	504
○ 医師の指定	（福祉総合支援センター）	506
○ 指定医師の所在地の変更	（ ）	507

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第956号

次のとおり落札者を決定した。

令和8年9月8日

愛媛県知事 中 村 時 広

落札に係る特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
令和8年度サーバイメータ及びデジタル式警報線量計保守点検業務一式	愛媛県県民環境部防災局原子力安全対策課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	令和8年8月26日	株式会社千代田テクノロジー 大阪営業所 大阪府吹田市江坂町二丁目1番43号	49,995,000円	一般競争入札	令和8年7月17日

○愛媛県告示第957号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに東温市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和8年9月8日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 の 年 月 日
セブンスター重信店	東温市志津川171番地 外	大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	株式会社セブンスター 代表取締役 玉置 泰 ほか2者	株式会社セブンスター 代表取締役 白石 裕一 ほか2者	令和8年 6月30日	令和8年 8月28日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに東温市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第958号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和8年9月8日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 年 月 日
セブンスター石井店	松山市東石井町327番1 外	大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	株式会社セブンスタ ー 代表取締役 玉置 泰 株式会社一六 代表取締役 玉置 剛	株式会社セブンスタ ー 代表取締役 白石 裕一 株式会社一六 代表取締役 玉置 剛	令和8年 6月30日	令和8年 8月28日
セブンスター東長戸店	松山市東長戸四丁目688番1号 外	大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	株式会社セブンスタ ー 代表取締役 玉置 泰 株式会社一六 代表取締役 玉置 剛	株式会社セブンスタ ー 代表取締役 白石 裕一 株式会社一六 代表取締役 玉置 剛	令和8年 6月30日	令和8年 8月28日
セブンスター垣生店	松山市東垣生町104番地 外	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	株式会社セブンスタ ー 代表取締役 玉置 泰	株式会社セブンスタ ー 代表取締役 白石 裕一	令和8年 6月30日	令和8年 8月28日
		大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	株式会社セブンスタ ー 代表取締役 玉置 泰 株式会社一六 代表取締役 玉置 剛	株式会社セブンスタ ー 代表取締役 白石 裕一 株式会社一六 代表取締役 玉置 剛		
セブンスター三津店	松山市会津町7番1 外	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	株式会社セブンスタ ー 代表取締役 玉置 泰	株式会社セブンスタ ー 代表取締役 白石 裕一	令和8年 6月30日	令和8年 8月28日
		大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	株式会社セブンスタ ー 代表取締役 玉置 泰 ほか7者	株式会社セブンスタ ー 代表取締役 白石 裕一 ほか7者	令和8年 6月30日 ほか	
セブンスター石手店	松山市石手一丁目甲260番1 外	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	株式会社セブンスタ ー 代表取締役 玉置 泰	株式会社セブンスタ ー 代表取締役 白石 裕一	令和8年 6月30日	令和8年 8月28日
		大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	株式会社セブンスタ ー 代表取締役 玉置 泰 ほか4者	株式会社セブンスタ ー 代表取締役 白石 裕一 ほか4者	令和8年 6月30日 ほか	
セブンスター南江戸店	松山市南江戸三丁目822番1 外	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	株式会社セブンスタ ー 代表取締役 玉置 泰	株式会社セブンスタ ー 代表取締役 白石 裕一	令和8年 6月30日	令和8年 8月28日
		大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	株式会社セブンスタ ー 代表取締役 玉置 泰 株式会社一六 代表取締役 玉置 剛	株式会社セブンスタ ー 代表取締役 白石 裕一 株式会社一六 代表取締役 玉置 剛		
セブンスター別府店	松山市別府町527番 外	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	株式会社セブンスタ ー 代表取締役 玉置 泰	株式会社セブンスタ ー 代表取締役 白石 裕一	令和8年 6月30日	令和8年 8月28日
		大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	株式会社セブンスタ ー 代表取締役 玉置 泰 ほか2者	株式会社セブンスタ ー 代表取締役 白石 裕一 ほか2者		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第959号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、宇和島市吉田町立間尻地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

令和8年9月8日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 縦覧に供すべき書類の名称

県営土地改良事業（農業用排水施設整備事業・元町地区）計画書の写し

2 縦覧期間

令和8年9月9日から10月9日まで

3 縦覧場所

宇和島市役所吉田支所及び愛媛県ホームページ

○愛媛県告示第960号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、宇和島市吉田町立間、立間尻地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

令和8年9月8日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 縦覧に供すべき書類の名称

県営土地改良事業（農業用排水施設整備事業・田島春日地区）計画書の写し

2 縦覧期間

令和8年9月9日から10月9日まで

3 縦覧場所

宇和島市役所吉田支所及び愛媛県ホームページ

○愛媛県告示第961号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和8年9月8日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 保安林予定森林の所在場所

喜多郡内子町中田渡949から951まで、954、961、962、972、973

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

中田渡949から951まで・954・961・962・972・973（以上8筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び内子町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第962号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和8年9月8日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 保安林予定森林の所在場所

西予市野村町予子林7418、7423、7431、7432

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

野村町予子林7418・7423・7431・7432（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び西予市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第963号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和8年9月8日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 保安林予定森林の所在場所

西予市野村町高瀬1113、1117

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

野村町高瀬1113・1117（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

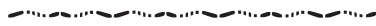
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び西予市役所に備え置いて縦覧に供する。）



○愛媛県告示第964号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県西条保健所、新居浜市役所及び愛媛県のホームページ（<https://www.pref.ehime.jp/site/setohou-juurann/156029.html>）において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

令和8年9月8日

愛媛県西条保健所長 武 方 誠 二

1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名

住友金属鉱山株式会社
東京都港区新橋5丁目11番3号
代表取締役 松本 伸弘

2 事業場の名称及び所在地

住友金属鉱山株式会社磯浦工場
新居浜市磯浦町17番3号

3 特定施設に関する事項

(1) 基盤乾式 防着板除害塔

特 定 施 設 の 種 類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。以下「政令」という。）別表第1第62号 ホ 廃ガス洗浄施設	
特 定 施 設 の 能 力	1分間あたり35ノルマル立方メートル処理	
工 事 の 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに	
工 事 の 完 成 予 定 年 月 日	着手2か月後	
使 用 開 始 の 予 定 年 月 日	完成の翌日	
特 定 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連 続	
特 定 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間	
特 定 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	な し	
特 定 施 設 か ら 排 出 さ れ	水素イオン濃度（水素指数）	通常 10～12 最大 10～12

る汚水等の汚染状態の値	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 7 最大 8
	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 10未満 最大 10未満
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 1未満 最大 1未満
	燐含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 1未満 最大 1未満
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）		通常 0.1 最大 0.2

備考 汚水は外部処理する。

(2) 第3工場 No.1. 2. 3溶解槽用ウエットスクラバー

特 定 施 設 の 種 類	政令別表第1第27号 ル 湿式集じん施設	
特 定 施 設 の 能 力	1分間あたり8.9ノルマル立方メートル処理	
工 事 の 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに	
工 事 の 完 成 予 定 年 月 日	着手2か月後	
使 用 開 始 の 予 定 年 月 日	完成の翌日	
特 定 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連 続	
特 定 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間	
特 定 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	な し	
特 定 施 設 か ら 排 出 さ れ る汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 7～9 最大 10～12
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 2 最大 2
	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 10 最大 50
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 1 最大 5
	燐含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 1未満 最大 1
	汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常 1 最大 2

備考 汚水はNo.1 汚水処理施設で処理し放流する。

(3) 電池研究所 第2開発棟スクラバーNo.2

特 定 施 設 の 種 類	政令別表第1第27号 ル 湿式集じん施設
---------------	----------------------

特 定 施 設 の 能 力		1分間あたり15ノルマル立方メートル処理
工 事 の 着 手 予 定 年 月 日		許可後直ちに
工 事 の 完 成 予 定 年 月 日		着手2か月後
使 用 開 始 の 予 定 年 月 日		完成の翌日
特定施設の使用時間間隔		連 続
特定施設の1日当たりの使用時間		24時間
特定施設の使用の季節的変動の概要		な し
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 10～12 最大 10～12
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 1.5 最大 3.5
	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 10 最大 20
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 1 最大 3
	燐含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 0.1 最大 1
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）		通常 1 最大 1

備考 汚水はNo.1汚水処理施設で処理し放流する。

4 汚水等の処理施設に関する事項

(1) No.1 汚水処理施設

設 置 年 月 日		平成13年5月15日	
処理施設の種類及び型式		物理化学的処理	
処 理 施 設 の 構 造		SUS、SS、FRP、ポリエチレン及びポリプロピレン製	
処 理 施 設 の 主 要 寸 法		縦 77メートル 横 55メートル 高さ 8メートル	
処 理 施 設 の 能 力		1日当たり6,480立方メートル処理	
汚 水 等 の 処 理 の 方 式		中和方式及び凝集方式	
処理施設の使用時間間隔		連 続	
処理施設の1日当たりの使用時間		24時間	
処理施設の使用の季節的変動の概要		な し	
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度（水素指数）	通常 1～12 最大 1～12	通常 5.8～8.6 最大 5.8～8.6

汚染状態の値	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 9.3 最大 14.1	通常 9.3 最大 14.1
	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 70 最大 100	通常 20 最大 30
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 12.9 最大 51.7	通常 12.9 最大 51.7
	燐含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 0.30 最大 1.18	通常 0.30 最大 1.18
	汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常 4,688 最大 5,965	通常 4,688 最大 5,965

(2) No.4 汚水処理施設

設 置 年 月 日		平成13年5月15日	
処理施設の種類及び型式		物理化学的処理	
処 理 施 設 の 構 造		SUS、SS、FRP、ポリエチレン及びポリプロピレン製	
処 理 施 設 の 主 要 寸 法		縦 26メートル 横 15メートル 高さ 5メートル 縦 32メートル 横 25メートル 高さ 14メートル	
処 理 施 設 の 能 力		1日当たり1,550立方メートル処理	
汚 水 等 の 処 理 の 方 式		蒸留方式、酸化方式及び電気分解方式	
処理施設の使用時間間隔		連 続	
処理施設の1日当たりの使用時間		24時間	
処理施設の使用の季節的変動の概要		な し	
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度（水素指数）	通常 5～11 最大 5～11	通常 9～12 最大 9～12
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 1,600 最大 2,000	通常 80 最大 110
	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 7 最大 10	通常 7 最大 10
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 5,400 最大 6,480	通常 30 最大 37
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	燐含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 0.2 最大 1	通常 0.2 最大 1
	汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常 252 最大 305	通常 252 最大 305

備考 処理水は、No.1汚水処理施設へ排水する。

(3) アンモニア回収施設

設 置 年 月 日	平成13年5月15日		
処理施設の種類及び型式	物理化学的処理		
処 理 施 設 の 構 造	S U S、S S、F R P、ポリエチレン及びポリプロピレン製		
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	縦 44メートル 横 46メートル 高さ 21メートル		
処 理 施 設 の 能 力	1日当たり2,040立方メートル処理		
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	p H調整方式及び蒸留方式		
処理施設の使用時間間隔	連 続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	な し		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度（水素指数）	通常 11～12 最大 11～12	通常 11～12 最大 11～12
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 7.7 最大 14.0	通常 7.7 最大 14.0
	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 50 最大 100	通常 23 最大 50
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 9,198 最大 11,000	通常 11.6 最大 120

燐含有量 （単位 1リットルにつきミリグラム）	通常	0.6	通常	0.6
	最大	1.6	最大	1.6
汚水等の1日当たりの量 （単位 立方メートル）	通常	1,630	通常	1,630
	最大	2,005	最大	2,005

備考 処理水は、No.1汚水処理施設へ排水する。

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

(1) No.1工場排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 最大	5.8～8.6 5.8～8.6
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 最大	6.9 9.9
	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 最大	12 15
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 最大	9.4 32.2
	燐含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 最大	0.26 1.15
汚水等の1日当たりの量 （単位 立方メートル）		通常 最大	6,900 9,000

備考 この他に、雨水排水口が2箇所ある。

○愛媛県告示第965号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、次のように医師の指定をした。

令和8年9月8日

愛媛県知事 中 村 時 広

診断する身体障害の種類	診療科名	病 院 又 は 診療所の名称	医 師 氏 名	同 左 所 在 地	指定年月日
ぼうこう又は直腸・小腸・肝臓機能障害	肝臓・胆のう・膵臓・移植外科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	榎 田 祐 三	東温市志津川	令和8年9月1日
ぼうこう又は直腸・小腸・肝臓機能障害	肝臓・胆のう・膵臓・移植外科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	高 岡 宗 徳	東温市志津川	令和8年9月1日
ぼうこう又は直腸・小腸・肝臓機能障害	肝臓・胆のう・膵臓・移植外科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	浦 岡 未 央	東温市志津川	令和8年9月1日
ぼうこう又は直腸・小腸・肝臓機能障害	肝臓・胆のう・膵臓・移植外科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	坂 本 明 優	東温市志津川	令和8年9月1日
ぼうこう又は直腸・小腸・肝臓機能障害	肝臓・胆のう・膵臓・移植外科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	西 悠 介	東温市志津川	令和8年9月1日
ぼうこう又は直腸・小腸・肝臓機能障害	肝臓・胆のう・膵臓・移植外科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	伊 藤 千 尋	東温市志津川	令和8年9月1日
ぼうこう又は直腸・小腸・肝臓機能障害	肝臓・胆のう・膵臓・移植外科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	岩 田 み く	東温市志津川	令和8年9月1日
ぼうこう又は直腸・小腸・肝臓機能障害	肝臓・胆のう・膵臓・移植外科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	疋 田 貴 大	東温市志津川	令和8年9月1日

ぼうこう又は直腸・小腸・肝臓 機能障害	肝臓・胆のう ・膵臓・移植 外科	国立大学法人愛媛大 学医学部附属病院	増 田 ひかり	東温市志津川	令和 8年9月1日
ぼうこう又は直腸・小腸・肝臓 機能障害	肝臓・胆のう ・膵臓・移植 外科	国立大学法人愛媛大 学医学部附属病院	盛 田 興 輔	東温市志津川	令和 8年9月1日
肢体不自由、心臓機能障害	内 科	伊方町国民健康保険 瀬戸診療所・大久出 張診療所	角 藤 裕	西宇和郡伊方町三机乙2587番地・同町大 久1667番地	令和 8年9月1日

○愛媛県告示第966号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により指定した医師が、次のように所在地を変更した。

令和8年9月8日

愛媛県知事 中 村 時 広

医 師 氏 名	旧 所 在 地		新 所 在 地		変 更 年月日
	病院又は診療所の名称	同 左 所 在 地	病院又は診療所の名称	同 左 所 在 地	
藤 澤 友 輝	国立大学法人愛媛大学医学部 附属病院	東温市志津川	ふじさわ内科クリニック	東温市牛湫1026番地1	令和8年 7月31日